**勝浦温泉、湯川温泉及びその周辺地域**

**における温泉保護対策実施細則**

第１　温泉掘さく、動力装置等の許可基準

　１　温泉保護対策実施要綱（以下「要綱」という。）４の許可基準は、次に掲げ　　る事項に該当する場合に限って適用外とし、その都度検討する。

　　(1) 温泉資源を保護し、かつ効果的に揚湯する目的で既存源泉の統廃合をする　　　場合

　　(2) 公共の福祉など特に必要な場合

　　(3) 現在利用中の源泉で善良な維持管理行為がなされていたにもかかわらず必　　　要な温泉が採取できず生活権が著しく侵害され、その源泉の掘替えを必要と　　　する場合

　　(4) 第２、第３保護地域で附近１，０００ｍ以内に既存源泉がない場合

　２　前記１により適用外として温泉掘さく、動力装置等の許可申請をする場合は、　　施行規則等の規定による申請書の外に次に掲げる書類を添付しなければならな　　い。

　　(1) 前記１、(1)の場合は、次の事項を記載した源泉統廃合計画書

　　　イ　統廃合を行う源泉の所在地及び所有者の住所、氏名

　　　　　（法人の場合は、所在地、名称、代表者氏名。）

　　　ロ　統廃合を行う目的

　　　ハ　廃止する源泉の措置についての誓約書

　　　ニ　統廃合実施前の揚湯量、配湯先別配湯量及び実施後の揚湯量、配湯先別　　　　配湯量並びにその他の使用計画

　　(2) 前記１、(2)の場合は、次の事項を記載した理由書

　　　イ　公共の福祉など特に必要とする理由

　　　ロ　温泉使用の目的

　　　ハ　温泉使用の具体的計画

　　(3) 前記１、(3)の場合は、次の事項を記載した理由書

　　　イ　掘り替えを必要とする理由

　　　ロ　旧源泉の状況

　　　　　　泉温及び湧出量（経年別に）、揚湯方法、使用しいていた状況（具体　　　　　　的に）

　　　ハ　新源泉の状況（予想）

　　　　　　泉温及び湧出量、揚湯方法、温泉使用予定量

　　　ニ　旧源泉の措置方法及びその措置実施についての誓約書

　３　要綱４、(4)の規定により温泉保護地域において、温泉掘さく、動力装置等　　の許可申請を県知事に提出しようとする者は、温泉利用計画が確立しているこ　　とを示す書類として、次に掲げる事項を記載した温泉利用計画書を許可申請に　　添付しなければならない。

　　　但し、動力装置等の許可申請を提出する場合、温泉掘さく時に添付した計画　　に変更がないときは、その写しを添付してもよいものとする。

　　(1) 温泉を使用する施設の名称、施設の配置図及び平面図

　　(2) 温泉を使用する施設の土地の使用権利を有する書類

　　(3) 資金調達計画

　　(4) 浴槽等温泉を使用する施設の数及び容積、定員等

　　(5) 温泉採取及び必要予定量

　　　　（採取量、　　ＨＰ使用、１分間　　ℓ、必要量１分間　　ℓ）

　　(6) 温泉利用計画を計画どおり実施しなかった場合、当該許可を取り消されて　　　もよい旨の誓約書

第２　温泉しゅんせつ

　１　温泉の湧出路をしゅんせつしようとする者は、工事着工前に別記様式による　　温泉しゅんせつ届を知事に提出し、その受理通知がなければ、しゅんせつして　　はならない。

　２　温泉しゅんせつ届の事務処理については、要綱５項の規定を準用する。

　　この細則は、昭和５３年５月１日から施行する。